

お客さまならびに関係者 各位

株式会社M J

代表取締役社長 川上 真人

## 証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について

本日、証券取引等監視委員会より、当社外国為替証拠金取引業務に関し、平成 20 年 12 月 1 日を基準日とする検査の結果、法令違反の事実が認められたとして平成21年10月9日付にて内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等の適切な措置を講ずるよう勧告が行われました。

(勧告内容につきましては、証券取引等監視委員会の下記ページをご参照下さい。)

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2009/2009/20091009.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2009/2009/20091009.htm)

行政処分に関しては、本日以降行政当局にて決定される見込みです。このたびの勧告がなされたことにより、お客さまならびに関係者の皆様にご心配をおかけ致しますこと、衷心よりお詫び申し上げます。

当社では、このような法令違反を指摘されましたことを真摯に受け止め、絶対に再発することが無いよう、またいかなる法令違反も起こさないよう、役職員一同鋭意努力してまいり所存でございます。行政処分の内容につきましては別途、皆様にご報告させていただきます。

なお、このたびの指摘事項に関し、昨年の検査時点以降順次改善に取り組んでまいりましたので謹んで報告させていただきます。

### 記

#### ■「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況について

システム管理体制が未整備であった点に関し、以下の対応を行っております。

- ・第三者機関によるシステム管理体制の評価を実施し、適切なシステム管理規程等を策定し、システムリスク管理体制の強化を図りました。具体的には、障害に備えた適切な体制や人員、再発防止策が図られるような体制強化を図っております。
- ・第三者機関によるシステム監査を実施し、監査結果に対する対策を順次実施しております。
- ・取引関連サーバの増強を実施し、より良い取引環境のご提供に努めております。
- ・システム監査体制や安全管理体制を含め、更なる体制の整備に取り組んで参ります。
- ・システム障害発生時の障害対応マニュアル等を明文化し、障害発生時の情報開示の範囲や基準、報告等を明確化いたしました。また、取締役会へ報告するなど厳格な手続も定めております。

■「顧客に対し特別の利益を提供する行為等」について

内部管理体制の欠陥により、利益供与と指摘された取引を行う等の法令違反を起こした反省から、内部管理体制の強化に取り組んで参りました。

- ・業務に精通した内部管理担当役員等および内部管理責任者を任命し、日々徹底した管理を行っております。
- ・損失補てんのガイドライン等を明確化し、内部管理体制の強化に取り組んでおります。
- ・役職員のコンプライアンス意識向上に向けた研修計画を実施して参ります。

■「顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」について

金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為を行ったことの反省から、以下の対応を行っております。

- ・当該誤解を生ぜしめるべき表示に係る取引を、平成21年2月16日をもって改善いたしました。
- ・上記の重要な事項の表示及び広告審査等にかかる内部管理体制の強化に取り組んでおります。

当社では、上記の法令違反等を起こしましたことを真剣に反省し、再発防止に向け直接関与した者、管理すべき立場に在った者を含め責任の明確化を行い、コンプライアンスの更なる徹底に向けた経営管理体制の充実を図り、再発防止策の策定と実効性のあるシステムリスク管理体制の整備を図り当局への報告を行って参ります。

お客様ならびに関係者各位におかれましては、今後も引続き弊社をご支援賜りますようお願い申し上げます。

以 上